

議第74号

グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例の制定について
グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例

グリーンヒル郷原設置条例（平成5年呉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前	改正後														
別表第1（第2条の3，第4条，第7条，第7条の2関係） <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>ゲートボール場</td><td>1日につき 24,000円</td></tr></tbody></table>	施設名	使用料	略		ゲートボール場	1日につき 24,000円	別表第1（第2条の3，第4条，第7条，第7条の2関係） <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>ゲートボール場</td><td>1日につき 24,000円</td></tr><tr><td>市民農園</td><td>1月1区画につき 480円</td></tr></tbody></table>	施設名	使用料	略		ゲートボール場	1日につき 24,000円	市民農園	1月1区画につき 480円
施設名	使用料														
略															
ゲートボール場	1日につき 24,000円														
施設名	使用料														
略															
ゲートボール場	1日につき 24,000円														
市民農園	1月1区画につき 480円														
別表第2（第4条，第7条関係） <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>食品加工場</td><td>1日につき 4,200円</td></tr><tr><td>市民農園</td><td>1月1区画につき 480円</td></tr></tbody></table>	施設名	使用料	食品加工場	1日につき 4,200円	市民農園	1月1区画につき 480円	別表第2（第4条，第7条関係） <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>食品加工場</td><td>1日につき 4,200円</td></tr></tbody></table>	施設名	使用料	食品加工場	1日につき 4,200円				
施設名	使用料														
食品加工場	1日につき 4,200円														
市民農園	1月1区画につき 480円														
施設名	使用料														
食品加工場	1日につき 4,200円														

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

グリーンヒル郷原において指定管理者が行う業務に、市民農園の使用の許可に関する業務を追加するため、この条例案を提出する。